

★自治会長情報の外部提供時における市役所からの事前連絡について★

個人情報の取り扱いについて、目的外利用等による情報提供依頼があった際、自治会・町内会長のご連絡先を公開する前に、市役所から自治会・町内会長へ電話で事前連絡を行っています。

下記の①～③の場合、市役所からの事前連絡を省略し、公開しても構わない自治会長・町内会長は、以下の口欄に✓をお願いします。

- ①自治会・町内会への加入申し込みなど、自治会活動に関する問い合わせに対して提供する場合
- ②開発行為に伴う事前協議など市の行政指導や不動産売買等の際、ごみ集積所の相談や自治会費を確認するため、業者へ提供する場合
- ③道路工事等に伴う工事の周知をするため、業者へ提供する場合

☐

市役所からの事前連絡を省略し、公開しても構いません。